

Ⅲ 依存症対策の基盤整備

対策の方向性

- ギャンブル等依存症対策の取組に関して、より効果的な実施を図るため、包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現並びに関係事業者における体制整備により依存症対策の基盤整備を図ります。
- ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保及び養成を図ります。

1 依存症対策の体制整備

(1) 包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現

<現状及び課題>

- 都道府県・政令指定都市については、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、行政、医療、福祉及び司法を含めた関係機関の密接な連携、依存症に関する情報や課題の共有等を目的として、関係機関による連携会議を開催することとされています。
- 本県においては、2020年県計画に示したとおり、県精神保健福祉センターにおいて、名古屋市との協同により、ギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議（以下「関係機関連絡会議」という。）を開催し、当事者団体及び家族団体、ギャンブル等依存症支援関係団体、保健医療福祉関係機関、関係事業者及び多重債務問題関係団体等を構成員として、顔の見える関係づくりを行い、関係機関の包括的な連携協力体制の着実な構築を図っています。
- ただし、県内関係機関調査により、関係機関同士の顔の見える関係づくりの重要性に加え、相談支援機関と医療機関の役割や専門性の見える化を図る必要性も指摘されました。
- また、2022年基本計画は、内閣官房が2023年度を目途に各地域のギャンブル等依存症対策に関する調査を実施し、厚生労働省が内閣官房における調査を踏まえ、現在の支援体制の有効性に係る検討に着手するとともに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進により、市町村における地域精神保健の充実等の具体化を図ることとしています。
- 引き続き、関係機関連絡会議等により、包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現に向けた取り組みを進める一方、国の動向を注視し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に関して、適切に対応する必要があります。

＜今後の取組＞

- 県精神保健福祉センターにおいて、名古屋市と協同のうえ、関係機関連絡会議を実施し、ギャンブル等依存症問題について、関係機関が相互理解を深め、包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現をめざすこととし、以下の取組を推進します。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
 - ① ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター等の各種相談窓口において早期に発見し、県精神保健福祉センター・ここらぼ・保健所等の相談支援機関、専門医療機関等へと早期につなげられるようにする。
 - ② ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪などの問題に密接に関連することを踏まえ、包括的な連携協力体制を通じて、様々な機関が連携して対応する。
 - ③ ギャンブル等依存症である者等には、発達障害などの他の精神障害も抱える者もいることから、個々の状況に応じた適切な医療や支援につなげるため、包括的な連携協力体制の枠組を活用する。
 - ④ 各機関の支援内容や課題を共有のうえ、役割分担の整理を含めた改善策を検討するとともに、関係機関の支援内容を相互に周知・啓発するなどの連携を図り、あわせて従業者教育・普及啓発を推進する。
- 関係機関・関係団体について、顔の見える関係づくりを一層推進するため、連携強化を図る研修や協同イベントの実施をめざします。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の推進にあたって、国の動向を注視し、ギャンブル等依存症である者等に関して、適切に対応をします。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 消費生活相談窓口等の各相談支援機関において、ギャンブル等依存症問題に関する相談を受けた際には、対応マニュアル等の活用等により、連携協力を努めます。
〔県民文化局〕

(2) 関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等による体制整備

<現状及び課題>

- 県内関係事業者においては、2020年県計画に示したとおり、ギャンブル等依存症対策に関する責任者等の設置、従業員教育の推進等により、ギャンブル等依存症対策に関して着実に体制整備を図っています。
- 県内関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等の取組は次のとおりです。

〔愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組〕

- ・「地方競馬依存症相談窓口運用マニュアル」に基づく依存症対応責任者（総務部総務広報課長）の設置
- ・同マニュアルの活用による相談等対応及び従事者の関連講習会（地方競馬全国協会（NRA）及び全国公営競馬主催者協議会実施）受講

〔JRA 中京競馬場における取組〕

- ・「ギャンブル等依存症対策実施規程」に基づく、ギャンブル等依存症対策上席責任者（中京競馬場場長）および対策責任者（お客様課担当管理職）を設置
- ・「ギャンブル障害に関するお客様対応マニュアル」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）の活用による相談等対応
- ・役職員について、eラーニング研修（日本中央競馬会（JRA）本部作成）受講
- ・従業員について、適切な顧客対応の観点からギャンブル等依存症に関する知識を習得するための研修受講

〔ボートレース蒲郡における取組〕

- ・ギャンブル等依存症対策の責任者（ボートレース事業部長）の設置及び担当者の配置並びに関連研修（全国モーターボート競走施行者協議会主催）の受講
- ・「依存症相談窓口運用マニュアル」（全国モーターボート競走施行者協議会作成）の活用による相談等への対応

〔ボートレースとこなめにおける取組〕

- ・ギャンブル等依存症対策の責任者（管理者）の設置及び担当者の配置並びに関連研修（全国モーターボート競走施行者協議会主催）の受講
- ・「依存症相談窓口運用マニュアル」（全国モーターボート競走施行者協議会作成）の活用による相談等への対応

〔名古屋競輪場における取組〕

- ・ギャンブル等依存症対策の責任者（事務局長）及び担当者の設置並びに関連研修（全国競輪施行者協議会主催）の受講
- ・「依存症相談窓口運用マニュアル」（全国競輪施行者協議会作成）の活用による相談等への対応

〔豊橋競輪場における取組〕

- ・ギャンブル等依存症対策の責任者（競輪事務所長）及び担当者の設置並びに関連研修（全国競輪施行者協議会主催）の受講
- ・「依存症相談窓口運用マニュアル」（全国競輪施行者協議会作成）の活用による相談等への対応

〔愛知県遊技業協同組合における取組〕

- ・所定の講習を受講したぱちんこ営業所の従業員について、ぱちんこへの依存防止対策の専門員である「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」として配置
- ・依存(のめり込み)問題対応ガイドライン等に基づく、依存症防止対策の従業員教育の実施
- ・風営適正化法施行規則に基づく管理者業務として、ぱちんこへの依存防止対策の実施

- なお、本県警察本部においては、2020年県計画に示したとおり、県内ぱちんこ営業者に対し、報告及び立入り等により、管理者による依存症防止対策の取組状況を適切に確認しています。

<今後の取組>

- 県内公営競技事業者において、ギャンブル等依存症対策に関する責任者等の設置、従業員教育の推進等により、ギャンブル等依存症対策の体制整備を図ります。
- 愛知県遊技業協同組合において、ぱちんこ営業所に安心パチンコ・パチスロアドバイザーの配置を進めつつ、依存(のめり込み)問題対応ガイドライン等の活用により、依存症防止対策についての従業員教育の推進を図ります。
- 県内ぱちんこ営業者に対して、風営適正化法に基づく立入り等により、管理者による依存症防止対策の取組状況を適宜確認し、取組を促進します。
〔警察本部〕

2 人材の確保

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することから、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保・養成を図る必要があります。
- 本県においては、2020年県計画に示したとおり、こうした人材の確保・養成に関する研修実施に努めましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染防止等を踏まえ、研修の中止や研修のオンライン化等の対応に迫られました。
- このような状況を踏まえて、オンラインの活用を含む効果的な研修手法により、ギャンブル等依存症に関する知識及び支援技術等を有する人材を着実に確保・養成する必要があります。

<今後の取組>

- 県精神保健福祉センター及びこころは、ギャンブル等依存症に関する基礎研修等を実施し、市町村、保健所、相談支援事業所及び医療機関等職員に対して、ギャンブル等依存症に関する知識及び支援技術等の向上を図ります。(P25 参照)
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 県保健所等においても、ギャンブル等依存症回復支援プログラムの内容を踏まえた相談支援が行えるよう、県精神保健福祉センターにおいて、保健所職員等を対象としたギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修を行います。(P25 参照)
〔保健医療局〕
- 本県においては、精神障害者の障害特性と支援技法に関する研修を始め、様々な課題に応じて行われる研修の機会などを活用し、福祉関連従事者に対して、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図ります。(P28 参照)
〔福祉局〕
- 消費生活相談員研修会の機会などを活用し、消費生活相談員等に対して、ギャンブル等依存症に関する知識の向上や相談支援機関・治療機関に関する情報の提供などに努めます。(P29 参照)
〔県民文化局〕
- 国の行う生活保護担当ケースワーカー全国研修会や県が行う生活保護関係職員研修の機会などを活用し、生活保護担当ケースワーカーに対して、ギャンブル等依存症に関する知識の修得等を図ります。(P30 参照)
〔福祉局〕

- ギャンブル等依存症に関する専門プログラムが医療機関において行えるよう、県精神保健福祉センターにおいて、医療機関従事者等を対象としたギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修を行います。また、名古屋市においては、依存症治療拠点機関に委託して依存症医療研修を実施します。(P36 参照)

〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕

- 県精神保健福祉センター等による研修の機会などを活用し、ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援窓口の就労支援関係者に対して、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図ります。(P39 参照)

〔労働局〕

- 国や県が実施する生活困窮者自立相談支援事業従事者養成研修の機会などを活用し、生活困窮者支援を担当する職員に対して、ギャンブル等依存症に関する知識と対応方法の向上を図ります。(P40 参照)

〔福祉局〕

- 研修実施にあたっては、社会状況の変化を踏まえて、オンラインの活用を含む効果的な研修手法により実施します。

〔保健医療局、名古屋市健康福祉局、福祉局、県民文化局、労働局〕